

新たな制度的措置の具体的あり方等に関する 各小委員会・WGにおける意見について

2021年11月29日 経済産業省 産業保安グループ

第20回高圧ガス小委員会(10月25日)における意見聴取について(高圧ガス分野)

- 新たな制度的措置(認定制度)の具体的あり方について、**テクノロジーの活用や規制の見直しに多くの委員 から賛同する意見**が示された一方で、**一部の委員から反対意見**もあった。
- 各論については、CBMの円滑化について検証の必要性や認定から更新までの中間時点における実施状況の確認について指摘があった。

全体・新たな認定制度について

保安に長年携わっているが、高齢化していく中で保安人材の確保が心配。 今まで以上の保安レベルの確保には、新たなテクノロジーの活用が必要で、 併せて規制の見直しも必要。

<u>テクノロジーの活用といったときに、手続の簡素化、情報共有の促進への</u>活用については、これは大いに進めていただきたい。

10年ほど前、イギリスでは安全衛生の規制の見直しがあった。**安全規制は規制が膨らみすぎる傾向にあるので、レビューするのは合理的**。安全に必須な事項は残し、そうでないものは適切に対処して欲しい。また、規制を行う国等の組織体毎の運用の一貫性に欠落がないように配慮すべき。

基本制度小委員会が示した案は、国や自治体の規制からの実質的な撤退、 効率重視、事業者負担の軽減、事業者の自立性への過度な信頼がベース となっており、安全性の確保がないがしろにされている。このような<u>議論を前提</u> とした制度改正には反対。

石油化学業界としては会員企業から特段反対の意見はなく、コンプライアンスの重視、保安力の向上に努めていきたい。

石油業界としては今回の制度見直しは規制緩和とはとらえていない。自主保安やCBMについては、先端技術の活用によって、効果的、効率的に安全確保に取り組むことができる。これまで以上に質の高い保安活動のレベル向上に努めなければならないと認識している。

CBM (Condition Based Maintenance) の円滑化について

腐食に加え、クラック、クリープをCBMの対象にすることについては、実験室レベルの条件下であれば予測できるが、現場での予測は困難。高圧ガス保安法は不確定性のある設計基準によるものを、その後の使用中の検査の制度があるというよい面がある。 **寿命予測手法の予測の限界も認識しつつ進め** ていただきたい。

実験室レベルでは確認されていても、現場では難しいという意見について、疲労分野については上手くいきつつある。**これらの技術(CBMの適用)が、** 産業界で使えるようになって欲しいと考えている。

中間状況実施確認について

(新たな認定制度の認定期間に関し、) 10年は長いので、中間の5年の中間実施状況確認は是非やってほしい。

行政手続の簡素化について

届出の簡素化について、記録保存のデータは学術や統計上重要であり、必要な情報は保存するようにしてもらいたい。また、自治体と共有する仕組みとすれば、情報の透明化ができ、保安に資するのではないか。

地方自治体との連携について

手続の見直しに留まらず、**最終的な保安責任は国にもあるという考えの下、 国が地方自治体をケアしていただきたい**。

第24回ガス安全小委員会(10月21日)における審議での意見について

- 第24回ガス安全小委員会(10/21)においては、新たな制度的措置(認定制度)の具体的あり方や災害時連携計画の制度 化については、いずれの委員・オブザーバーからも異論がなかった。
- 一方で、大規模災害時の保安業務のあり方については、一般ガス導管事業者とガス小売事業者が一体となり災害時の保安業務を実施することが重要との意見が多く見られた。また、スマートメーターをはじめとしたテクノロジーの導入を踏まえた復旧作業の合理化を目指すべき、との意見もあった(詳細、以下の通り)。

新たな制度的措置(認定制度)について

高度な保安の仕組みを有する事業者に対しての新たな制度的な措置のあり方については、十分理解できる方向性であると認識している。この制度の導入によって不要な負担の削減や合理化を進めていくべき。

認定事業者を管理するのは行政側なので、行政側にもテクノロジーに応じた能力が必要になってくる。**適切にテクノロジーを判定できる人材育成の観点 においても注力**するべき。

災害時連携計画の制度化について

災害時連携計画については、**これまでのガス事業者間の連携や業界の柔** 軟な復旧の取組を評価し、その内容を制度化するものとして適切と考える。

大規模災害時の保安業務のあり方(考え方)について

災害時に早期復旧を目指すとなると、やはり総動員、人海戦術で適切な人員配置を行うことが必要。このようなやり方により、これまで迅速に復旧が行われてきたという実績を踏まえ、一般ガス導管事業者のみが災害復旧に当たると言うことは適切ではない。

災害時の保安業務と言っても高度なものばかりでは無く、電話対応やマイコンメーターの復旧等、とにかく人手が必要というのがやはり出てくる。高度な知識が必要なく、マニュアルや研修で習得できる部分はガス小売事業者には引き続き担っていただきたい。一日でも早くガスの供給を復旧させるというのは、ガス小売事業者にとっても当然持つべき認識。

災害対応の原則は「自助」、「共助」、「公助」である。特に「共助」が重要で、できることをみんなでするという精神を共有していただきたい。

自由化になり、新規事業者が参入する時には、保安をやりますと言っていて、 いざとなったら一般ガス導管事業者に一元化というのは違和感がある。 社 会全体で考えたとき、「共助」の精神でガス小売事業者も一般ガス導管事 業者も一緒になって対応するのは当然のこととして協力するべき。

今後の保安業務のあり方については、大規模災害時の保安業務に関する 諸課題を抜本的に解決するために、スマートメーター等、新たな技術の早期の導入が非常に重要。

大規模災害時の保安業務のあり方(費用負担)について

災害発生の頻度が電力とガスでは相当違うので、電力のスキームを水平 展開してよいか、ということについては大分疑問が生じる。むしろ、スマート 保安の中で災害時における復旧の合理化を進めることによって、こうした 問題についてもより合理的に対処するべきではないか。

(一般ガス導管事業者に保安業務を一元化する場合、)事後的に費用の精算で解決すると言っても、常日頃からその人員を一般導管事業者は確保しておかなければならないのか、それを託送料金に転嫁して良いのかと言われると、消費者としても間接的に跳ね返ってくるので大変困る。また、何よりも、ガス小売事業者がその部分の責任も放棄するというのは疑問に思う。スマート保安により合理的・効率的な保安体制が作られるのであれば、負担も圧縮できると思う。

第15回液化石油ガス小委員会(11月4日)における審議での意見について

第15回液化石油ガス小委員会(11/4)において、液化石油ガス分野における制度措置のあり方(認定販売事業者制度の拡充)については、いずれの委員・オブザーバーからも異論がなかった。

制度措置のあり方(認定制度の拡充)について

保安レベルの維持と同時に、新しい技術を活用したやり方が進むことで、非常に保安の維持向上に資すると考えられる。 新たな制度措置は、事業者から見て使いやすい制度になることが大切と考えており、その点を配慮した設計をしていただきたい。

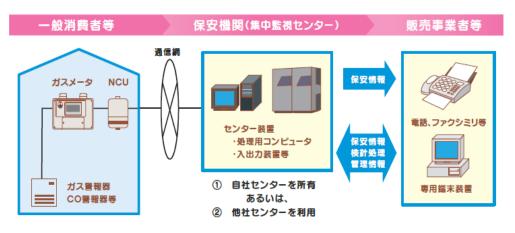
(参考1) 現行の「認定販売事業者制度」

			ゴールド(第1号認定)	シルバー (第2号認定)
認定対象消費者の割合 (集中監視システム設置率)			70%以上	50-70%未満
特例	①業務主任者		2/3を減じる。	×
	保安業務	②緊急時対応	40km以内	40km以内
		③点検・調査 配管の漏えい試験など 4年に1回	10年に1回に緩和	×
追加要件:燃焼器など			CO対策の実施等	×
追	②緊急時対応		60km以内	×
追加特例	③点検・調査 燃焼器の適合性など4年に 1回		5年に1回に緩和	×

近年、IoT技術の大きな進歩がある。点検調査などにおいては、 情報端末によって管理している事業者も増えており、業務管理 の電子化が進んでいる。

こうした実態を踏まえ、**今後、保安業務を担う人材の不足が懸 念**されているところであり、**制度措置の方向性については、業務 主任者の選任数の緩和**を考慮していただきたい。

(参考2)集中監視システムのイメージ



第7、8回電気保安制度WGの委員からの意見(電気事業法)

- 電気保安規制に係る見直しの方向性(①高度な保安力を有する者に係る規制の適正化、②小出力発電設備に係る規制の適正化及び③工事計画の技術基準適合性確認の合理化)について、
 - (1) 電気保安制度WG(第7回、令和3年10月13日開催)で背景や論点を報告・議論。
 - ※その後、産業保安基本制度小委(第7回、令和3年10月29日開催)で制度のあり方を検討。
 - (2) 電気保安制度WG (第8回、令和3年11月5日開催) で基本制度小委での検討状況を報告・議論。
- **上記①~③の方針についてはいずれの委員・オブザーバーからも異論がなかった。**一方で、その実行においては以下のとおりの意見があった。

①高度な保安力を有する者に係る規制の適正化について

手続き見直しについて(記録保存等にかかる意見)

- ・ペーパーワークの軽減により労働の軽減となるので簡略化につなげてほしい。
- ・記録保存だけでなくクラウドに保存するなど検討してはどうか。
- ・CBM化にはデータの蓄積が必要、データの共有化をしてはどうか。

認定手続・方法について

- ・テクノロジーを活用して保安をどう維持していくのかが評価のポイントになる。
- ・テクノロジーだけでなく人の要素が加わる必要がある。
- ・制度移行の際には円滑に業務が進むよう検討していただきたい。

②小出力発電設備に係る規制の適正化について

事業用扱いへの移行について

- ・小出力発電設備を新類型に位置づける際には、分かりやすい条文とし、また関係する事業者の範囲も広がるため、丁寧に周知すべき。
- ・新設設備に対する規律の適正化に加え、既設設備への対応として、立入 検査等の事後規制の執行を効果的に実施していべき。
- ・個人事業主等の発電事業に知見が豊富ではない者がいかに保安体制を整備できるか、また他者から発電設備を購入した設置者に対していかに保安規制をかけるか検討すべき。
- ・事故や苦情といった現状を踏まえ、スピード感をもった規律適正化が必要。

使用前自己確認制度について

- ・太陽電池発電設備は、支持物に関する事故が多いと認識しており、外観確認を実施している地方監督部の知見等も取り入れつつ、使用前自己確認の項目として明確に「支持物」を入れるべき。
- ・書類等の保有状況に関して、「分からない」との回答は問題。設備の安全性を確認できる人材の育成等が必要。
- ・提出資料について、委託事業者が確認を実施した場合には、その事業者に説明を求められるよう検討してはどうか。

基礎情報届出制度について

- ・膨大な申請データが集まるため、中身の分析等民間との連携も検討すべき。
- ・デジタル化等の手続き簡素化も検討すべき。

その他について

・10kW未満を規制対象外にする場合、低圧分割への対応は整理しておくべき。また居住の用に供する太陽電池発電設備については、売る側の責任も強くなるため、業界は安全意識をしっかり持つべき。

③工事計画の技術基準適合性確認の合理化について

- ・適合性確認機関への民間活用は行政コストの削減とエンフォースメントの 強化の両立ができる対応。しっかりと検討して実現していただきたい。
- ・風力以外にも活用できる仕組みだと思うので、太陽光等も含めて適合性の可能性は継続して検討していただきたい。